

会 議 録

審 議 会 名	杉戸町情報公開・個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和3年10月12日（火）午後3時28分から4時48分
開 催 場 所	杉戸町役場本庁舎1階会議室
会 議 の 議 題	<p>(1) 学校給食費管理システムの導入について</p> <p>(2) 統合型校務支援システムの導入について</p> <p>(3) 戸籍システムのクラウド化について</p> <p>(4) 令和2年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>(5) 杉戸町個人情報保護条例の一部改正について</p>
公開・非公開の別	<p>公開・非公開（公開の場合傍聴者数 0人）</p> <hr/> <p>（非公開の場合理由）</p>
出席委員氏名	<p>・満木 祐子 ・須田 恒男 ・稲庭 清 ・大橋 登喜夫</p> <p>・木村 好子 ・井上 健太 ・佐藤 敏行 ・吉倉 信広</p>
審 議 の 概 要	別紙のとおり

## 杉戸町情報公開・個人情報保護審議会会議録

- 1 日 時 令和3年10月12日(火) 午後3時28分から4時48分
- 2 場 所 杉戸町役場本庁舎1階会議室
- 3 出席者 ・満木委員 ・須田委員 ・稲庭委員 ・大橋委員 ・木村委員  
・井上委員 ・佐藤委員 ・吉倉委員
- 4 傍聴人 0人

### 5 概 要

- (1) 開会
- (2) 町長あいさつ
- (3) 自己紹介
- (4) 会長あいさつ
- (5) 副会長の選出  
須田副会長(委員の互選により)
- (6) 会議録署名人指名  
稲庭委員、佐藤委員
- (7) 議事
- (8) 閉会

### 6 議 事

- (1) 学校給食費管理システムの導入について

<教育総務課の説明>

資料に基づいて説明いたします。資料1をご覧ください。

まず、1の導入経緯でございます。

現在の学校給食費については、毎月、各小中学校から、指定の各金融機関へ口座振替依頼して、保護者の口座から町の口座へ入金していただいております。

国がこの事務を学校から教育委員会へ移行するように求めておりました。これは、教職員の負担軽減、長時間勤務の縮減を図るため、ということでございます。

町教育委員会では、この給食費の徴収管理を行うためのシステムを導入して一括管理することで、令和4年4月からの稼働を現在予定しております。

次に、2のシステムの概要でございます。

このシステムは、町の税の徴収方法、徴収等の口座振替と同様に、住基情報を取り扱っているTKCと契約して、TKCのデータセンターと専用回線により結合し、口座振替に必要な個人情報を共有し、処理することになります。

給食費管理業務の全体イメージは、ご覧のとおりとなっております。

左側に、学校、児童、生徒、保護者、教職員となり、真ん中に給食費の担当者となって、これは給食センターとなります。右側に銀行でございます。

それぞれの関係を矢印で示しておりますが、あくまでもイメージとして捉えてください。

次のページをお願いします。

このシステムのコンセプトでございますが、1から6までございます。時間の関係もございますので、ご確認ください。

最後に3のセキュリティ対策でございますが、このシステムは、インターネットに直接接続はしておりません。従いまして、基本的には外部からの侵入はないと思われま

す。また、なりすましの防止として、2要素認証により、アクセス制限をかけることを予定しております。これは、TKCのシステムを使用している部署は、同様となっております。

説明は以上でございます。

#### <会長>

ただいま、担当課より説明がありましたが、この件についてご質疑のある方は、お願いいたします。

#### <委員>

もしも通帳から落ちないとか、そういった時は、こういった風になるのでしょうか。

#### <教育総務課>

お答えいたします。通帳に、口座に残高がない場合はどうなのか、という質問でございますが、その場合には、再度の口座の引き落としはしないで、納付書として保護者に対して納入していただくように、こちらからまた、再度依頼することになります。以上です。

#### <委員>

自分たちも健康保険が引き落としになったんですね。春日部から幸手、宮代、杉戸、庄和とあるんですけども、落ちない人は毎月落ちないのです。うちの場合は、班長が回ってお金をもらってくるのです。それが大変なんですけれども、大体同じ人なんです。お金の無い通帳の番号をなんで引き落としの番号に書いたのかと言うんですけども、やっぱりそういう心配があると思うんですね。

<会長>

この株式会社TKCというところは、他にも税の徴収とかにも携わっているような、そういう会社なのですか。

<教育総務課>

TKCについては、全ての基幹システムということで、住基情報を扱っている会社で、税情報しかり国民健康保険とか後期高齢者の保険とかいろいろ携わっている会社でございます。

<委員>

そうすると今回給食費についても、ここが管理できるようにするということなんでしょうか。

<教育総務課>

そういった住基の情報が、TKCのデータセンターにございますので、これまでは、それぞれ学校で個人情報について新たに作成していたところがございますけれども、そのデータを引っ張ってくれば、ミスなく管理できるということのメリットがございます。

<委員>

これは保護者にはもう連絡してある、こういうシステムでやるというのは。

<教育総務課>

まだ特に連絡はないんですけども、これまでは学校が、学校の口座に引き落としをされていたところを、同じ銀行の場合であれば、そのまま継続してその銀行を口座の引き落としの銀行として。

<委員>

ということは、TKCの方で給食費はまとめるわけですか。

<教育総務課>

TKCの管理システムというのを今回導入することによって、管理が一元化できるというところですので、そういった実際の口座の引き落としとかというのは、こちらから銀行にデータを送って引き落とし対応をするっていうことになります。

<委員>

今まではこうじゃなかったんですか。銀行引き落としではないんですか。

<教育総務課>

今までは一括してやるわけではなくて、各学校が引き落としの依頼をして、その口座から町の方の会計に入金していたってところを、町が一括して引き落としをして、町の口座に入れるというようなことになります。

<委員>

ということは、これのお金の管理はどこでするんですか。給食費の管理というのはどこでやるんですか。

<教育総務課>

今度は町の方の給食センターの方で、一括して管理することになります。

<委員>

この図上でですね、「給食費ご担当者様」と書いてあるところは、具体的に誰がなるのか。結局、そこのところからですね、納付書とか若しくは口座振替依頼とか、それは具体的に誰の担当となるのか。要は、TKCのシステムだけ使って、単なる納付書を作るってだけの話が、TKCに委任する事項なのか、またその他、全ての、例えば最終的な集金の責任まで負わせるっていいのか、そういったのは具体的にはどういう形になるのか。

<教育総務課>

この「給食費ご担当者様」というところに入ってくるのが、先ほど説明した給食センターの担当職員になります。

<委員>

これは、センターがやるってことなんですね。

<教育総務課>

そうですね。

<委員>

教育委員会が具体的に経由してやるってことではないんですね。

<教育総務課>

給食センター自体が、教育委員会の傘下に入っておりますので。

徴収とか、そういったものに関しては、基本的にはセンターの方が管理していて、あくまでも口座の引き落としとかそういったものを一括管理するのが、このシステムで入力したり、その依頼を銀行に、というそんな作業になります。

<委員>

今は100パーセントぐらい、現状は振込ですか。

<教育総務課>

現状では、各学校が銀行を指定して、その銀行に口座を作っていて、学校が保護者に対して、その口座から引き落としをしているというところで、その学校が、今度は給食センターの職員、給食センターになるってことです。

<委員>

ということは、学校側は手を付けないで、給食センターが全部やってくれるという。

<教育総務課>

先ほど説明しました学校の職員の負担軽減ということで、こちらで一括して行うということです。

<委員>

ちなみに給食費っていくらなんですか。

<教育総務課>

小学校と中学校で別れてまして、小学校が月4,300円、中学校が月5,

000円となっております。

<委員>

なるほど。掛ける12ってことですか。

<教育総務課>

11ですね。夏休み期間中はないっていうイメージを捉えていただければ。

<委員>

システムとは関係ないんですけれども、給食費を払っていない家庭はどのくらいありますか。小学校、中学校で。

<教育総務課>

細かいデータが手元にありませんが、かなり前から、ずっと残ってまして、確か平成18年くらいの方もいらっやって、昨年度は大体20万円から30万円程度、滞納者は1人ではないですけれども、全体で20万円から30万円の滞納額はあります。

<委員>

その補填っていうのか、払っていない給食費の補填っていうのは、学校でやるところもあるような話を聞いたんですけれども、そういうことはしていないんですか。

<教育総務課>

給食の内容というか、運営の仕方というのが、給食費をいただいたものを全体の管理費のように充てるのではなく、賄材料費、要は食材に給食費を充てるっていうことが決められております。ですので、そのバランスを考えながら、食材の購入をしております。ただ、ぴったりといかないところがございますので、そのあたりは、なるべくマイナスにならないように、工夫して年度末は調整してやっているんですけれども、その給食費が入っていないのは、ある意味町が負担しているイメージになっております。

<委員>

入ったお金でいろんな食材を買うわけですよね。ということは、入ってきていないお金があるわけだから、結局お金を払っている人たちが、払っていない人たちの子供を負担するっていう形になってしまいますよね。

<教育総務課>

月だいたい1千万円くらいの食材を購入しているんですね。そのうちの本  
当に一部分ということで、捉えていただければよろしいかと思います。

<委員>

要保護者と準要保護者の給食費が出ていますよね。それは各家庭に払って、  
そしてその人たちが口座から引き落とされるって形をとっているんですね。

<教育総務課>

準要保護と要保護は逆になってまして、要保護は生活保護者の世帯という  
捉え方なんですけれども、生活保護は保護費がその分出ていますので、その  
保護費から支払うということ、準要保護は町の会計から、保護者に経由しな  
いで直接行っている流れになります。

<会長>

他に何かございませんか。よろしいですか。

これで質疑を終結いたします。

それでは、皆様にお諮りいたします。

本件諮問事項の答申にあたり、特にこういう意見を付したほうが良いとい  
うような意見はございますでしょうか。

ご意見が無いようですので、本件については、異議なしとの答申をしてよ  
ろしいでしょうか。

それでは、異議なしとの答申といたします。

(2) 統合型校務支援システムの導入について

<教育総務課の説明>

資料2をご覧ください。

まず1、このシステムの概要についてでございます。

統合型校務支援システムは、教務系、保健系、学籍系、学校事務系など統  
合した機能を有したシステムとなっておりまして、広く校務と呼ばれる業務  
全般を実施するための必要となる機能を実装したシステムとなっております。

このシステムの導入によりまして、データの転記作業をはじめ、これまで  
手作業又は個別にパソコンで作業を行っていた業務が、システム上で行える  
ようになりまして、業務の効率化等が図られることとなります。

次に、システム導入イメージでございますが、下の図をご覧ください



だきたいと思います。

左側にこれまでの内容、先ほどもご説明いたしました手作業又は個別のパソコンで作業を行っていたものが、システムを導入することによりまして、各学校と、右側ですね、専用回線に繋がったセンターサーバが繋がることによりまして、このシステムの共有、そういったものが図られることとなります。

次のページをご覧くださいと思います。

こういったことによりまして、改善ということで、事務の効率化、情報の共有化、セキュリティの向上に繋がります。

続きまして、諮問事項ということで、概要をご説明いたしますと、統合型校務支援システムを導入するにあたっては、文部科学省が作成した「統合型校務支援システムの導入のための手引き」において「各自治体の個人情報保護審査会に個人情報をシステムで取り扱うことにより児童生徒の権利利益を侵害するおそれがないかについて諮問し、認められる必要があります。」となっております。町内全体で児童生徒の個人情報をシステム上で取り扱うことの必要性及びその対策ができていくかについて、諮問するものでございます。

続きまして、導入の機能でございますが、先ほども少しご説明いたしました、細かく説明いたしますと、名簿情報管理、出欠席情報管理、成績処理、通知表作成、指導要録作成、保健管理などがございます。

このシステムで取り扱う個人情報については、ご覧の内容となっております。

次のページをご覧ください。

この導入する学校及び端末台数でございますけれども、学校については各小中学校、小学校6校、中学校3校になっておりまして、端末台数は222台となっております。これは現在も設置されております教職員用のパソコンの台数ということになっております。

続きまして、個人情報保護対策ということで、以下の項目をお示しさせていただきます。時間の関係上、ご説明は割愛させていただきます、ご確認ください。

最後に、システム導入のスケジュールでございますけれども、10月に入札を行いまして、準備、インストールを行いまして、来年の4月に本稼働を開始する予定を組んでおります。

以上でございます。

<会長>

ただいま、担当課より説明がありましたが、この件についてご質疑のある

方は、お願いいたします。

<委員>

端末は今も使ってますよね。それは使わないで、新たに端末を導入するとうことでしょうか。

<教育総務課>

端末については、先ほどご説明いたしました、もう既に設置されておりました、ネットワーク上、センターサーバ方式というものを使うので、新たに設置するのが、サーバ機を町の方の庁舎にありますサーバ室の方に設置させていただきまして、そのシステムを各端末でも見られるような方向で考えております。

<委員>

ということは、この3ページに記載されている端末台数というのは、今既にもうここにあるということですよ。

<教育総務課>

その通りです。

<委員>

ということは、改めて端末を購入するとか、そういうことではないと。

<教育総務課>

ではございません。

<委員>

金額的には、入札するので金額は言えないとは思いますが、金額的に何千万。

<教育総務課>

そうですね。

<委員>

今月入札するということですが、それは一般競争入札、それとも指名競争入札。

<教育総務課>

取り扱っている業者さんが、それほど多くはないものでございますので、考えているのは、指名競争入札を考えております。

<委員>

そうすると何社。

<教育総務課>

今はそこまでは。

<会長>

センターサーバという集約されたものが、町役場内に設置されて、そこに各学校からデータが来たり、あるいはデータを出したりするという事なんでしょうか。

<教育総務課>

現在も校務用のパソコンということで、先ほどご説明した端末は設置されておりまして、それ用のサーバ機も設置はされております。それは専用回線で繋がっておりまして、この校務支援システムを導入する際の新たなサーバ機を、サーバ室に設置させていただきまして、その回線を使わせていただいて学校とのやり取りをすることになります。

<委員>

データ保護の関係なんですけれども、このシステムだと、各学校のデータ、それをセンターサーバで処理すると。これについては、一本に纏められるわけなんですけれども、ただ、学校の先生なり、そのデータを活用する側の方は、他の学校のデータを全部使えるんですか。例えば、ここの図でいうと、学校A、B、Cという、これらのデータがみなセンターサーバに行くわけですね。学校Aの先生、Bの先生、Cの先生、それぞれ自校内のデータを活用するのは当たり前の話なので、問題無いわけなんですけれども、それが例えば、他校の人のデータを盗み見というのではないんですけれども、活用できるとか、そういったことまで可能なんですか。

それとあと、ここのデータを活用する人たちの、アクセス権限みたいなものはあるんですか。例えば、一般の先生、それから教頭先生、校長先生とか、それから管理する教育委員会とか、そういう人たちが、これらのデータ全部

見られる人、部分しか見られない人とか、そういうような形が、ある程度管理されるようになるんですか。

<教育総務課>

それぞれ、個人のIDパスワードはお持ちになっておりますので、なりすましの防止にはなっております。

あと、他校のデータを見られるかというところは、ある程度、そのあたりは見られないようなセキュリティ対策はとっております。

<委員>

そうすると、ここでの考えは、あくまでデータはセンターに集まるけれども、それぞれそれを活用するのは、学校単位ごとですよ、他の学校には及びませんよ、というふうに考えてよろしいですか。

<教育総務課>

はい。その通りでございます。

<会長>

他にございませんか。よろしいでしょうか。

ご質疑がないようでしたら、これで質疑を終結いたします。

それでは、皆様にお諮りいたします。

本件諮問事項の答申にあたり、何か付しておきたい意見とかはございませんでしょうか。

ご意見が無いようですので、本件については、異議なしとの答申をしてよろしいでしょうか。

それでは、異議なしとの答申といたします。

### (3) 戸籍システムのクラウド化について

<町民課の説明>

資料3をご覧ください。

戸籍システムのクラウド化について、ご説明申し上げます。

この度の諮問事項は、戸籍システムのクラウド化に伴う電子計算機の結合について、杉戸町個人情報保護条例第11条ただし書きの規定に基づき、審議会のご意見をお伺いするものでございます。

初めに、1、戸籍システムについてでございますが、戸籍の届出受付や編製、記録など、戸籍に関する業務を総合的に支援するシステムで、杉戸町で

は、戸籍を電算化した平成8年3月から、富士フイルムシステムサービス株式会社のパッケージソフトを使用しています。

2、取り扱う個人情報の内容についてでございますが、日本国籍を持つ者の親族的な身分関係すべてと、本籍地にて管理することとされている犯歴を取り扱っています。

3、クラウド化の背景についてでございますが、現在の戸籍システムは自庁設置型サーバシステムでありまして、戸籍情報等を庁舎内のサーバに保持し、保守運用を富士フイルムシステムサービスに委託しています。この現状のシステムが平成29年5月に更新されて、来年の4月いっばいでシステムの保守期間の5年が経過することから、新たなシステムの構築が必要になります。

法務省が設置した「戸籍システム検討ワーキンググループ」において、システムのクラウド化を妥当とする方針が出され、また、本町が導入を予定しているクラウドサーバへの移設と同様の事例が、法務省において認容して差し支えないとの回答を得ていることを踏まえ、セキュリティの向上とデータ保全の観点から、クラウドへの移行を予定しています。

4、クラウド化へのメリットについてでございますが、現行の自庁設置型サーバシステムは、庁舎内にサーバがあります。クラウド化によりデータセンターにサーバが設置され、災害時等におけるデータの保全及びセキュリティの向上を高いレベルで確保する事が出来ます。また、保守を行う場合、委託業者がリアルタイムで対応できるようになります。

2ページをご覧ください。

5、個人情報のセキュリティ対策については、①データセンターへの入出管理については、生体認証セキュリティのほか、IDカードにより入出制限、監視カメラによる監視が実施されており、入退室ログは、90日間以上、保存されています。

②回線については、専用回線を用いることで、隔離された回線環境が確保されています。

③サーバの管理については、遠隔管理・監視により、障害等が発生した場合には、復旧に向けた作業が即時に行われます。

④データの保全については、随時データのバックアップがとられるため、最新の情報でデータ復旧されるほか、複数のサーバで管理することにより、一部に故障等が発生しても、業務を継続することができます。

以上、堅牢なセキュリティ対策が施されております。

6番、他団体の導入状況について、富士フイルムシステムサービスの実績でございますが、令和3年度末には、279自治体が導入を予定しており、法

務省の方向性が提示された以降、他の自治体も5年間のシステムリプレイスと同時に移行を実施しており、飛躍的に導入が進んでいる状況です。

なお、委託事業者については、自治体クラウドの導入に関しまして、システムの内容はもとより情報管理におけるサポート体制やデータセンターの信頼性が必須となることから、これまでの実績に基づきまして、現在の委託事業者の富士フイルムシステムサービスを選定し、安全かつスムーズなシステムの移行を図る予定です。

当町が富士フイルムシステムサービスのクラウドシステムを導入する際の判断指標としまして、平成8年3月戸籍電算化が始まった当初から続いている現行システム業者であり、杉戸町での実績の高い事業者です。

また、日本全国で市町村の戸籍総合システムを運営している業界最大手の業者で、戸籍システムシェアの約6割を占め、法務省の認容を得たクラウドシステムを、いち早く導入した事業者でもあります。

そして、クラウドシステムのセキュリティについても、データセンターの入退出の徹底的な管理記録、データセンターと役場庁舎をインターネットではなく、専用回線で結ぶことで情報の不正傍受を防ぐなど堅牢な対策が施されていることから、選定したところでございます。

最後に、7、スケジュールについてでございますが、令和4年3月から機器の切り替え作業を行い、4月中旬稼働を予定しております。

資料の説明は以上でございます。

#### <会長>

ただいま、担当課より説明がありましたが、この件についてご質疑のある方は、お願いいたします。

#### <委員>

初歩的な質問なんですけれども、クラウド化っていうのは日本語に直すとなんですか。

#### <町民課>

一般にクラウドは雲のことで、今回のシステムは、今は役場にサーバが置いてあるんですけれども、それをデータセンターというところに持って行って、そこで一括管理をしていただくものです。他の自治体も、皆同じところのデータセンターで一体的に管理をするというもので、実際には、役場にはそういったシステムの実体がない、離れたところにあるので、そういうものをクラウド化と理解しているところでございます。

<委員>

ということは、この富士フィルムシステムサービスのところで、持っているわけですよね、データを。その富士フィルムシステムというのは、どっかで持っていると思うんですけども、その他に、どこかに違うところにも何か所か、別々に置いてあるんですか。何か緊急事態があったときの、例えば大きな地震があって、それが潰れてしまったと。そうするとデータがなくなりますよね。そういうことがないように、あった場合の処置として、例えば、どこか他のところにも置いてあるとか。

<町民課>

国内に、場所については公表されていないんですけども、2か所離れた場所にデータセンターがございます。災害等が起こって、1か所が被災することがあっても、もう1か所で対応することができます。

<会長>

よろしいですか。他にございませんか。

ご質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

それでは、皆様にお諮りいたします。

本件諮問事項の答申にあたり、ご意見はございますでしょうか。

ご意見が無いようですので、本件については、異議なしとの答申をしてよろしいでしょうか。

それでは、異議なしとの答申といたします。

(4) 令和2年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について

<総務課の説明>

それでは、資料4に基づきまして、令和2年度の運用状況を御説明いたします。

はじめに、1. 情報公開請求・申出の受付処理件数でございますが、請求については、町内に住所を有する者等が請求者となった場合でございますが、こちらは、受付件数が20件で、そのうち公開が3件、部分公開が17件、非公開が0件でございました。

申出については、町内に住所を有しない者等から公開の申出があったものでございまして、こちらは、受付件数が9件で、そのうち公開が5件、部分公開が4件、非公開が0件でございました。

合計といたしましては、受付件数が29件で、公開が8件、部分公開が2

1件、非公開が0件でございました。

次に、実施機関別処理件数でございますが、町長部局が28件、農業委員会が1件、合計29件ございました。

以上の内容については、3ページから7ページに詳細を記載しておりますが、特に申し上げたい内容について、ご説明をさせていただきます。

はじめに、4ページをご覧ください。

ナンバー8・9・10でございますが、こちらの3つは、請求内容や決定内容が全て同じ内容となっております。町内の3名の個人の方から同じ日に同じ請求内容で請求されたものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

ナンバー21でございますが、こちらは、町外の個人の方（利害関係人）からの請求でございます。請求内容を要約しますと「盛土の関係で当町の職員が平成13年ごろに群馬県境町に視察に行った時の記録」でございます。

決定の内容でございますが、請求内容に係る情報には、個人に関する情報、法人に関する情報、国等協力関係等に関する情報が含まれていたため、これらの情報を非公開として、部分公開決定を行ったものでございます。

請求内容に係る情報は、当町の職員が群馬県境町の職員から聞き取り等をして作成したものであり、群馬県境町との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるとして、非公開としたものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

ナンバー28・29でございますが、こちらは、町内の個人の方からの請求でございます。請求内容はいずれも「ぼうさいすぎと（つまり防災行政無線）に関する情報」でございます。

決定の内容でございますが、請求内容に係る情報には、個人に関する情報、公共安全と秩序の維持に関する情報が含まれていたため、こちらの情報を非公開として、いずれも部分公開決定を行ったものでございます。

町の防災行政無線は、現在、デジタル方式で放送しておりますが、令和2年度においては、アナログ方式からデジタル方式への移行のため、2つの方式を併用しておりました。アナログ方式の周波数は、使用する周波数帯（何ヘルツから何ヘルツまで使用できるといったこと）は公開されておりましたが、実際に使用している周波数については、公開することにより設備の警備上支障が生ずるおそれがあり、公共安全と秩序の維持のため、非公開としたものでございます。

情報公開に関する説明は以上でございます。

続きまして、お戻りいただきますが、2ページをご覧ください。

次に、2. 保有個人情報（自己情報）開示等請求の受付処理件数でございます。



ますが、受付件数が3件で、そのうち開示が0件、一部開示が2件、不開示が1件でございました。

以上の内容については、8ページに詳細をお示ししておりますが、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、再び2ページをご覧ください。

次に、3. 不服申立て処理件数でございます。

不服申立てとは、情報公開請求及び個人情報開示等請求に対して、町が部分公開や非公開等の決定をした場合、その決定に対して不服を申し立てることができる制度で、審査請求とも呼ばれております。

令和2年度においては、受付件数が3件ございました。

こちらの3件については、先ほどの情報公開請求に関するご説明で触れた内容でございますが、町内の3名の個人の方から同じ日に同じ請求内容で請求された件に係るものでございます。

なお、これら3件の不服申立てについては、非公開決定を取消したため、審査会への諮問には至りませんでした。

次に、4. 個人情報保管等登録票の届出件数でございます。

個人情報保管等登録票とは、杉戸町個人情報保護条例第7条第1項の規定に基づき、町長部局や教育委員会等の実施機関が個人情報の保管等をする場合に、その内容をあらかじめ登録するものでございます。

令和2年度中の新規登録届出件数は43件、廃止届出件数は5件で、令和2年度末現在で、1,576件が登録されております。

また、令和2年度中の登録票の変更届出件数は、4件ございました。

以上の内容については、9ページに各課の届出状況をお示ししておりますが、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、再び2ページをご覧ください。

次に、5. 個人情報目的外利用・外部提供届出件数でございます。

目的外利用とは、保有する個人情報を当初の利用の目的の範囲を超えて利用することで、役場の内部で他の課の業務に利用することを言います。

また、外部提供とは、町以外の機関へ個人情報を提供することで、国や県の機関、他市町村等へ個人情報を提供することを言います。

目的外利用は、新規登録届出件数が9件、廃止届出件数が0件で、令和2年度末現在の登録件数は、188件となっております。

外部提供は、新規登録届出件数が5件、廃止届出件数が0件で、令和2年度末現在の登録件数は、118件となっております。

こちらの内容については、10ページから13ページに詳細を記載しておりますので、ご覧ください。

はじめに、10・11ページの目的外利用の新規登録でございますが、全て新型コロナウイルス感染拡大の影響に対する給付金の支給に係るもので、個人情報保護条例第9条第2項第2号の「法令等に定めがあるとき」、又は同項第3号の「町民の生命、身体又は財産に対する安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当するとして、目的外利用をしたものでございます。

次に、12・13ページの外部提供の新規登録でございますが、全て法令等の定めによるものでございます。

説明は、以上でございます。

<会長>

ただいま、事務局より報告がありました。この件についてご質疑のある方は、お願いいたします。

<会長>

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

(5) 杉戸町個人情報保護条例の一部改正について

<総務課の説明>

それでは、資料5に基づきまして、杉戸町個人情報保護条例の一部改正について、御説明いたします。

なお、資料でございますが、1ページに条例改正の概要を、2ページ以降に条例の新旧対照表をお付けしております。

本日は、1ページの条例改正の概要に基づき説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページを御覧ください。

資料の冒頭でございますとおり、今回の条例改正は、引用法の一部改正に伴う等の軽易なものであったため、これまでの例を踏まえて審議会への諮問を省略したことから、その内容について、報告するものでございます。

はじめに、1 改正理由でございます。

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたためでございます。

次に、2 改正内容でございます。

はじめに、(1) 第17条第1項でございますが、法制執務上の原則に基

づく文言の整理をしたものでございまして、「第16条」を「前条」に改めたものでございます。

次に、(2) 第21条の2でございまして。

1つ目としましては、特定個人情報に係る情報提供ネットワークシステムの所管大臣（つまり、マイナンバー制度の所管大臣）を、「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改めたものでございます。

2つ目としましては、引用条項の号ずれの改正をするもので、引用法である番号法の「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改めたものでございます。

3つ目としましては、法制執務上の原則に基づく文言の整理をしたものでございまして、「同法」を「番号法」に改めたものでございます。

次に、3 施行期日でございまして。

改正後の条例につきましては、令和3年9月9日（公布の日）から施行したものでございます。

説明は以上でございまして。

#### <会長>

ただいま、事務局より報告がありましたが、この件についてご質疑のある方は、お願いいたします。

#### <委員>

手続き上の問題なんですけれども、条例の一部改正というのは、議会の議決を必要とするわけですね。その場合に、審議会に諮問しなくてはいけないという理由というのは、何か理由が、理由というか、個人情報保護条例に関する改正については、審議会の諮問が必要だということなのではないでしょうか。

#### <総務課>

例えば、大幅な条例の改正の場合には、予め審議会に諮問して答申を受ける必要がございます。ただし、今回の改正につきましては、軽微な改正でございましたので、実施機関の方で改正案を9月議会に上程させていただいて、ご議決いただいたものを、当審議会にご報告させていただいたと。

今、ご質問がございましたので、参考に申し上げますと、この度のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定によりまして、個人情報保護法が改正になりました。今まで、個人情報保護法自体も民間であるとか、行政であるとかで3つあり、また、市町村は、それぞれ独自に個人情報保護条例を持っていたわけでございます。それを一元化していくと。

要は個人情報保護法を、全てそれに基づいて運用していこうというような方向になっています。従いまして、杉戸町の個人情報保護条例につきましても、一応、令和5年の春、4月頃になるかと思うんですけれども、4月を目途にですね、一旦、現行の個人情報保護条例を廃止いたしまして、新たな個人情報保護法の施行条例的な内容になるかと思うんですけれども、そういう条例に、全部改正というか、そのような形を考えておりまして、その際には、当審議会へ予め諮問をしたいと考えておりますので、併せてご理解いただければと思います。

<委員>

ということは、事前に審議会への諮問は基本的にはすると。では、審議会でも「いやだ」「駄目」って言ったら、これは議会には提出しないということ。

<総務課>

あくまでも諮問に対するの答申なので、答申の中身がどうかを判断して、となるかと思うんですけれども、基本的には、審議会が「よろしくないだろう」というふうなれば、議会への上程は見送る形になると思います。

<委員>

軽微ってということで、説明を乗り切ろうとしているんですけれども、その判断がどこから引用しているのかということの説明していただかないと、今の質問に対する答えにはならないと思いますけれども。

<総務課>

審議会条例の中でですね、第2条の所掌事務ということで、第1項第2号に情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項という形でございます。国の法令に基づいて、それを引用している部分を改正するというものでございましたので、今回は軽微な内容であると。重要事項に当てはまらないのではないかという判断で、今回は予め諮問することなく、改正案を議会に上程させていただいたと。しかしながら、改正したので、それをご報告させていただいた、という経緯でございます。

<委員>

審議会条例の審議会の所掌事務の中で、保護条例の改正については、諮問をする必要があるということなのではないでしょうか。

<総務課>

具体的に条例を改正する場合とか、そういったことは書いてないのですが、運営に関して重要になるのは条例が基になってますから、要するに運営を法制化したものが条例になっておりますので、条例改正がある場合は、諮問をしようと考えております。ただ、今申し上げましたように、具体的に、条例改正をする場合は諮問をしなければならないとか、そういう書き方はしていないと。

<委員>

私が思うのは、わざわざ審議会に諮問する必要がないのではないかと。条例の改正ですので、議会の議決を必要とするわけですから、議会の中で審議していただいて、判断してもらえれば充分なのではないかと思いましたが、質問していたわけですから。わざわざ審議会条例の中で、条例改正した場合は、諮問しなくてはならないという項目がはっきり謳ってあれば、これは必要かと思うのですが、そういうのがなければ、重要な改正とは思えないので、全く諮問する必要がないのではないかな、議会の審議だけで充分なのではないかと思いましたが、質問させていただきました。

<委員>

もともと、いわゆる諮問ではなくて、報告なのだから、結果的に報告さえしていただければ、それで良いはずですよ。諮問うんぬんという話でいけば、審議して、答申しなくてはいけないと思うんです。内容的な話をすると、そもそも条例を、ここで改正する権限は何もないわけで、それは議会の話ですので、結果的に、ここで内容を、条例の中で、職務分掌の関係で、中身を触れなければならないというのであれば、審議する必要があると思うんですけれども、条例そのものには書いてないと思うので、私はこの報告で、それだけで良いのではないかと。あえて、諮問とかそういった言葉を使う必要はないのではないかと。先ほど言った、もし法律が変わったとしても、それについて審議会が答申するという話ではないんですよ。あくまでも議会の権限の話なので。そのように私は思います。

<会長>

ほかにございませんか。よろしいですか。

ご質疑がないようでしたら、質疑を終結いたします。

<総務課>

先ほど、教育総務課長の方で、(2) 統合型校務支援システムの導入について、他校の情報が見られるのかというご質問に対して、見ることはできないと申し上げましたが、個人情報に関するものは一切見られないんですけれども、運動会に何人参加したとか、個人が特定されない情報、要するに行事であるとか、一般的なデータについては、他校のものも閲覧できるという話でございまして、追加で皆様にお示ししていただきたいとのことでしたので、ご報告いたします。

<委員>

個人の情報が特定されるものは駄目けれども、一般的なものについての確認は可能だということですね。

<総務課>

はい。